

オキサゾスルフィルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年1月22日～令和2年2月20日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>・このオキサゾスルフィルは他国で登録されておらず、作用機序も不明という事だが、そのような「新参者」の農薬を通常のやり方のみでADIやARfDを設定するのはリスクが高いのではないか？</p> <p>・日本で登録されている農薬の種類、成分数はダントツの世界一と理解していますが、まずはその数字を他国のものも含めて明らかにしていただきたい。その数字をごらんになった上で、農薬の総種類数規制、総量規制の必要性を感じられるかどうかをお答えください。</p> <p>また、複数の農薬の複合影響を確認する必要性についての見解もいただきたく存じます。</p> <p>・毒性試験から「主に体重(増加抑制)、肝臓(肝細胞肥大等)、甲状腺(ろ胞上皮細胞肥大等)及び神経系(振戦等)に認められた」というように、生命体にとって有害物質であることは明らかなものですので、使用自体を禁止、もしくは残留を一切認めない事が当然と思われるます。</p> <p>・慢性毒性試験の期間設定は、イヌで1年間、ラットで2年間、マウスで18ヶ月となっているが、慢性毒性試験の期間としては短すぎるのではないか？国際的な標準はともかく、日本国民の健康を</p>	<p>食品安全委員会では、リスク管理機関である農林水産省が農薬登録申請時に求めている「農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づく試験成績を用いて、食品健康影響評価を行っています。</p> <p>食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、残留した本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>国内の登録農薬の種類及び成分数を含めた農薬の登録については、リスク管</p>

第一に考えて、3-5年に設定して万全を期すべきでは？	理機関である農林水産省にお問い合わせください。
----------------------------	-------------------------

※頂いたものをそのまま掲載しています。